

86 食料の供給機能強化推進事業

【復旧・復興対策分 2 5 百万円】

【うち復興庁計上分 2 5 百万円】

対策のポイント

被災地の円滑な食料供給体制を構築するため、原材料調達、食料の輸送・在庫のあり方等について検討します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災では、宮城県等の食料物流拠点に壊滅的な被害が生じ、当該地域の食料供給が寸断されるなど、大きな混乱が生じたほか、本来、バックアップ機能を発揮すべき関東地方においても食料供給に支障を来し、社会的混乱が発生しました。
- ・そうした下で、食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」においては、「災害を想定した食品のサプライチェーン対策や飼料の安定供給対策」が盛り込まれたところです。
- ・このため、被災地域の食料の供給機能の強化を図ることを目的として、東北・関東甲信越地域において被災地の物流拠点をバックアップする体制を整備し、災害に強い食料供給システムを構築することが必要です。

政策目標

被災地における食料供給機能の強化

<主な内容>

食料の供給機能強化に係る協議会の設置

2 5 百万円

東北・関東甲信越地域の食品関係事業者、物流事業者、自治体等から構成される協議会を設置し、原材料調達、食料の輸送・在庫のあり方等、災害時でも機能するサプライチェーンの構築に向けて課題等の検討・取りまとめを行う取組に対して支援を行います。

開催地：岩手県、宮城県、福島県
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

食料産業局食品小売サービス課 (03-3502-7659 (直))